

流山市ゆうゆう大学設置要領

（設置目的）

第1条 生涯学習の観点に立ち、高齢者がより充実した人生を送るために、必要な知識や技能を継続的な集団学習を通して学ぶとともに、仲間づくりや社会参加の喜びと生きがいをもって、心身ともに健康な生活を送れる場として、流山市ゆうゆう大学（以下「ゆう大」という。）を設置し、もって高齢者の社会参加による地域活性化に寄与することを目的とする。

（名称等）

第2条 ゆう大の名称、開設場所及び募集定員は、次の表のとおりとする。

名称	開設場所	募集定員
中央学園	中央公民館（文化会館）	概ね 40人
北部学園	北部公民館	概ね 40人
東部学園	東部公民館	概ね 40人
初石学園	初石公民館	概ね 40人
南流山学園	南流山センター	概ね 40人
おおたかの森学園	おおたかの森センター	概ね 40人
合 計		概ね 240人

（教育目標）

第3条 ゆう大の教育は、次の目標をもって行う。

- （1） 健康で生きがいのある暮らしのために、必要な知識や技能を学ぶ。
- （2） 少子高齢化、環境、防災など、社会に還元できる知識を学ぶ。
- （3） 共に学ぶ仲間の親睦を深め、友情の輪を広げる。
- （4） ふるさと流山の街づくり、地域づくりを共に考える。

（学習内容）

第4条 ゆう大は、その設置目的を達成するため、教養科目及び選択科目を、それぞれ1年に概ね12回行う。

また、合同授業として1年に概ね2回講演会を開催する。

（学生募集）

第5条 ゆう大の学生の募集は、市が発行する広報紙、市のホームページ

ジ等により行う。

（入学資格等）

第6条 ゆう大への入学資格は、市内に住所を有し、開設する年度の4月1日現在60歳以上の者で、健康で学習意欲があり、開設期間を通じて通学できるものとする。なお、入学許可は選考による。

（在籍期間）

第7条 学年は、4月に入学し翌年の3月までをもって1学年とし、翌月の4月に始まり翌年の1月までをもって2学年とし卒業とする。

（受講費等）

第8条 受講年会費は、1学年、2学年それぞれ1万円とし、教材費は別途自己負担とする。

（退学）

第9条 仕事、健康状態等の理由でゆう大に通学できなくなった場合は、所定の手続を取るにより、退学することができる。

（学長等）

第10条 ゆう大に学長及び副学長を置く。

2 学長は、流山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職にある者をもって充て、ゆう大を代表し学務を総理する。

3 副学長は、流山市教育委員会生涯学習部長の職にある者をもって充て、ゆう大の学長の学務を補佐する。

（事務局等）

第11条 ゆう大に事務局を置く。

2 事務局に、局長及び職員等を置き、事務局長は公民館長をもって充て、職員等は公民館事業係職員及び生涯学習専門員をもって充てる。

3 事務局長は、ゆう大の学務を処理する。

（要項作成）

第12条 この要領に基づく詳細事項については、流山市ゆうゆう大学開設要項として、公民館長が定める。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。